

総社市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月17日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第24号

総社市営住宅条例の一部を改正する条例

総社市営住宅条例（平成17年総社市条例第205号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(設置) 第1条 本市に、次のとおり市営住宅を設置する。			(設置) 第1条 本市に、次のとおり市営住宅を設置する。		
名 称	位 置	戸 数	名 称	位 置	戸 数
略			略		
井手住宅	総社市井手 989 番地 2	<u>13</u>	井手住宅	総社市井手 989 番地 2	<u>22</u>
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。